

青森市入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領

（目的）

第1条 この要領は、市が行う入札・契約事務に関し、職員が受ける不当な情報提供要求及び不当な働きかけへの対応について必要な事項を定め、情報の共有化により組織としての適切な対応を徹底するとともに、入札・契約事務の公平性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不当な情報提供要求 入札・契約事務に関する次に掲げる情報のうち、公表されていないものの提供を職員に対して要求する行為をいう。
 - ア 競争入札等の参加者名及び参加者数
 - イ 事前公表していない予定価格及び設計金額
 - ウ 青森市低入札価格調査制度要綱（平成23年7月26日実施）に規定する調査基準価格及び数値的判断基準
 - エ 青森市最低制限価格制度要綱（平成17年4月1日実施）に規定する最低制限価格
 - オ 公表前の総合評価方式の落札者決定に係る評価点
 - カ その他入札・契約に関し公表していない情報
- (2) 不当な働きかけ 職員に対して入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の確保に關して不適当な行為を行うことを要求することをいう。
- (3) 不当な情報提供要求等 不当な情報提供要求及び不当な働きかけをいう。
- (4) 部局等 市長の事務部局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局、市民病院、交通部及び水道部をいう。
- (5) 課等 部局等に属する課、室及びこれらに類する組織（その部局等に属する課、室及びこれらに類する組織がない場合は、当該部局等）をいう。

（不当な情報提供要求等への対応）

第3条 職員は、不当な情報提供要求及びその疑いのある要求に対しては、回答してはならない。

- 2 職員は、不当な働きかけ及びその疑いのある行為に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。
- 3 職員は、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求等を受けたときは、相手方の氏名、連絡先等を確認し、その者に対して「不当な情報提供要求等記録簿」（様式第1号。以下「記録簿」という。）を作成する旨及び当該記録簿は公表することがある旨を告知するよう努めるものとする。ただし、不当な情報提供要求等が青森市不当要求行為等の防止に関する要綱（平成17年4月1日実施）第2条に規定する不当要求行為等に該当する場合は、当該要綱に定めるところによる。

（記録及び報告）

第4条 職員は、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求等を受けたときは、速やかに

記録簿を作成し、課等の長（以下「所属長」という。）に報告しなければならない。

- 2 所属長は、前項の報告を受けたときは、その内容が不当な情報提供要求等に該当するか否かについての意見を記録簿に付記するとともに、記録簿の写しを契約課長に送付し、報告するものとする。
- 3 契約課長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容が不当な情報提供要求等に該当するか否かを判断し、その結果を当該所属長に通知するとともに、不当な情報提供要求等に該当すると判断したものについては、総務部長に報告するものとする。
- 4 所属長は、前項の規定による通知を受けたときは、記録簿の余白にその結果を付記するとともに、記録簿を適正に保管しなければならない。

（公表等）

- 第5条 総務部長は、前条第3項の規定による報告を受けたときは、その内容を市長に報告するとともに、「不当な情報提供要求等一覧表」（様式第2号）を作成し、随時公表するものとする。
- 2 総務部長は、入札・契約事務の適正な執行を確保するため、職員が、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求等を受けたときは、その内容に応じて組織として必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 市長は、不当な情報提供要求等を行ったと認められる者が、青森市入札参加業者等指名要綱（平成17年4月1日実施）第2条第1項に規定する名簿に登載されている者であるときは、情報入手の有無にかかわらず、当該者に対して青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）に基づく指名停止の措置等を行うものとする。

附 則

（実施期日）

この要領は、平成23年7月26日から実施する。

不当な情報提供要求等記録簿

年 月 日

記録者	所属		職名	
	氏名			
応対日時	平成 年 月 日 () 午前・後 時 分頃 ~ 午前・後 時 分頃			
手段・場所等	面談 電話 電子メール 手紙・はがき その他 () 場 所:			
相手方	住 所			
	団体名等			
	氏 名			
	電話番号			
不当な情報提供要求又は働きかけの内容				
対応の内容・対応方針				
処理結果等				

所属長意見	不当な情報提供要求に該当 不当な働きかけに該当 不当な情報提供要求等に該当しない
-------	---

(注) 該当の有無について判断した理由を記載した資料等を添付すること。

契約課長判断	不当な情報提供要求に該当 不当な働きかけに該当 不当な情報提供要求等に該当しない
--------	---

様式第2号(第5条関係)

不当な情報提供要求等一覧表(年度)

年 月 日公表

番号	年月日	担当所属	不当な情報提供要求等の内容	相手方